

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成28年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-4  
障がい者の自立支援

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

障がい福祉課長 長岡 秀樹

電話番号

0852-22-6256

事務事業の名称	障がい者自立支援給付制度運営事業	
目的	(1) 対象	障がい児・者
	(2) 意図	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度変更に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。
事業概要	・自立支援給付制度運営事業：障がい者のニーズに応じた福祉サービスが提供できるよう、市町村又は事業者に対して説明会、研修会を行う。 ・障害支援区分認定調査員等研修事業：客観的かつ公平・公正に障がい者に対する給付決定等の事務が実施されるよう、障害支援区分認定調査員等に対して研修を行う。 ・障がい者相談支援従事者等研修事業：障がい者相談支援を担う従事者・指導者を養成し、相談支援体制を確保するため、事業所及び市町村の職員等に研修を実施する。 ・障がい者ヘルパー養成事業：ヘルパー従事者等の資質向上のため、研修を行う。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 研修会等参加者	目標値		1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	人
		取組目標値						
	式・定義 認定調査員等研修会、事業者説明会、市町村説明会及び相談支援従事者研修会への参加者数	実績値	1,319.0					
		達成率	-	-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	15,701	16,869
うち一般財源 (千円)	13,063	13,007

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

・障害福祉に係る法定給付サービスについては、制度施行以来頻回に制度見直しが行われており、平成25年には障害者自立支援法から障害者総合支援法に移行し、サービスの必要性を示す障害支援区分への移行やサービス利用者全員のサービス等利用計画等の作成義務化などの制度変更がなされたことから、市町村及び事業者に対する適時適切な情報提供及び指導・助言を行った。  
・利用者が質の高いサービスを受けるために、相談支援事業者とサービス事業者の一層のスキルアップを図った。  
(指標データ) H27: 1,319人(H26: 1,399人)  
・事業者説明会、集団指導 2回502人(545人)・区分認定調査員、審査会委員研修 2回146人(168人)・相談支援従事者研修 2回321人(395人)  
・相談支援スキルアップ研修 2回134人(81人)・ヘルパー従事者研修 5回100人(88人)・ヘルパーフォローアップ研修 5回116人(122人)

## 6. 成果があったこと(改善されたこと)

・障害者総合支援法の制度改正等に対応した説明会開催など、県内の事業者及び市町村等行政の関係者に制度周知を図ることができた。  
・相談支援専門員及びサービス提供事業所従事者に対して、制度改正に対応した研修を実施し、従事者のスキルの向上に資することができた。

## 7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

### ①困っている「状況」

・適切な制度運用ができていない事業者がある。  
・サービス等利用計画等の作成はほぼ完了したが、計画の質の向上とサービス事業者との連携強化が必要  
・支援区分認定で、未だ二次審査での引き上げ率が高い自治体がある。

### ②困っている状況が発生している「原因」

・研修・会議に出席しない事業所があること、事業所内の職員への伝達が徹底されていないこと等。  
・サービス等利用計画等は、まず利用者全員に策定することを重視したため。  
・一部の審査会委員・認定調査員の支援区分認定制度の内容理解が不十分

### ③原因を解消するための「課題」

・事業所の研修会議への確実な出席と内部伝達の徹底  
・国の頻繁な制度改正に対する県の対応  
・計画相談の質重視への転換  
・支援区分認定制度の十分な理解

## 8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・平成28年度に障害者総合支援法の3年後の見直しによる法改正が行われており、国の制度改正等にかかる情報をできるだけ早期に収集し、市町村及び事業者に対して迅速かつ確かな情報提供及び研修を実施するとともに、事業者に出席の促しを行っていく。  
・指導監査等を通じて、サービスの質の維持向上と適正化を図っていく。  
・サービス等利用計画等について、質の高い計画作成、相談支援が行われるよう、相談支援従事者の研修に注力する。  
・障害支援区分認定制度に各市町村が適切に対応するため、現状の問題点に対応した調査員・審査会委員研修を開催する。

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。  
・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

## 9. 追加評価(任意記載)

--